

新聞コラム紹介

<ウェブ>

温暖化対策と原子力の役割*

研究顧問 十市 勉

気候変動を疑問視するトランプ氏が米国の次期大統領に選出されたことで、「パリ協定」の実効性に懸念が広がっている。しかし、産業革命前からの気温上昇を2度未満に抑えるには、各国が自主的に定めた温室効果ガスの削減目標を、中長期的にさらに改善する取組みが不可欠だ。2度目標の実現には、2050年までに世界全体で50%削減、先進国で80%削減が必要とされているからだ。

日本は、2030年の排出量を、2013年比で26%削減するとしている。また、今年5月の伊勢志摩サミット直前には、「2050年までに80%削減」の長期目標を閣議決定した。その前提は、昨年7月に改訂された「長期エネルギー需給見通し」である。そこでは、2030年の発電比率として再生可能エネで22~24%、原子力で20~22%を目標に掲げた。2030年の電力需要を現状並み、原発の稼働率を70%とすると、2030年で稼働する原発は3100~3400万kW、30数基となる。それには、40年を超える高経年炉の稼働延長や一部新增設（リプレース含む）が必要だ。しかし、原子力事業にとっては、新たなリスク要因が顕在化している。

第1は、政策変更リスクである。電力全面自由化によって、総括原価と地域独占がなくなった。また、FIT制度の見直しで、FIT電力が送配電事業者を通じて卸電力市場へ売却されるため、ドイツで起きているように、卸電力価格が大幅に低下すれば、原子力の更新投資の判断が難しくなる。さらに、小売市場での競争を活性化させるため、原子力などベース電源の一部切り出しの義務化が検討されているが、新規制基準対応のため実施された巨額の追加投資を含め、固定費を新電力が負担する制度になるか不透明である。

第2は、司法リスクである。原子力規制委員会の新基準を満たし、地元の同意を得た関西電力高浜3、4号機が、今年3月に大津地裁の運転差し止め仮処分の民事訴訟で停止に追い込まれた。昨年末に福井地裁が、差し止め決定を取り消したばかりであり、また各地で再稼働差し止め仮処分の民事訴訟が相次いでいる。原子力のように、行政の許認可を得た施設の運転差し止めは、本来は行政訴訟で争うべきで、民事訴訟の仮処分決定には馴染まないと考えられる。最終的には、高裁や最高裁の判断が出るまで、原子力事業にとって大きなリスクが残ることになる。

第3は、首長リスクである。原発立地県では、今年7月の鹿児島県に続き、10月の新潟

* 本文は電気新聞に2016年11月30日に掲載されたものを転載許可を得て掲載いたしました。

県でも原子力に批判的な新知事が誕生したことで、再稼働にとって不確実な要因が増えた。県知事には、原発稼働の可否を決める法的権限はないが、事業者との安全協定に基づき、大きな影響力を行使できるからだ。このような中、原発再稼働を国政選挙の争点にしようとする動きもあり、原子力事業にとって大きなリスク要因となっている。

これらリスク要因の背景には、福島事故から6年近く経つが、依然として国民の原子力への不安が根強いことが影響している。福島第一の廃炉が計画通りに進捗せず、その廃炉や損害賠償費用が当初の見積りを大きく上回るとの連日の報道も原因の一つだろう。その意味でも、国は問題を先送りせず、福島事故の負の遺産に真正面から取組むべき時である。

原子力には、様々なリスクはあるが、温暖化対策や電力の安定供給、電気料金の抑制などの公益的課題の実現に不可欠な選択肢の一つである。国と電気事業者は、長期見通しで掲げられた原子力目標が「絵に描いた餅」にならないよう、新たなリスク要因の軽減に全力を挙げるべきである。同時に、原子力が果たす公益的な役割について、国民に分かりやすく説明し、信頼回復に向けて粘り強い取組みが求められている。

お問い合わせ：report@tky.ieej.or.jp